

公立学校における「新型インフルエンザ対策」の留意点

平成21年10月28日

島根県教育委員会

1. 公立学校における臨時休業措置の動向

- ① 10月19日(月)以降、臨時休業措置(学級閉鎖・学年閉鎖・全校閉鎖)を採る学校数が、急速に拡大
- ② 特に小学校の増加が顕著であり、10月27日(火)現在、全公立小学校(本校245・分校6)の12%に当たる30校が、臨時休業措置を採っている

2. 本格的流行を踏まえた教育委員会危機管理対策本部の対応

(1) 県教委ホームページを通じた注意喚起

- ① 全国及び県内の流行動向(定点医療機関の報告による各保健所管内の流行レベル、学校の臨時休業措置等)に関する最新情報を定期的に掲載
- ② 児童生徒が感染した場合、家庭内での感染を防止し、重症化の兆しを早期に発見するための一助として「自宅療養のしおり」を掲載
- ③ 新型インフルエンザ対策のポータルサイトを開設した4月28日以降、6ヶ月間のアクセス数が約7万件に達しており、学校関係者との情報共有手段として有効に機能(特に、本県が「流行期」入りした8月中旬以降、アクセス数が急増)

(2) 「学校欠席者情報収集システム」による情報共有

- ① 全ての公立学校でデータ入力を毎日行っており、学校・市町村教育委員会・保健所等において地域ごとの流行状況を日々確認し、予防対策及び臨時休業措置の検討材料として活用

(3) 文書通知による注意喚起(10月以降)

- 10月7日 出席停止及び臨時休業措置に係る迅速な連絡・報告について徹底
10月9日 学校におけるクラスターサーベイランスの終了について周知
10月20日 不要不急の治癒証明書を児童生徒・保護者に求めないよう注意喚起

(4) 来春の公立高校入試における追検査の実施

- ① 10月14日の教育委員会会議において、新型インフルエンザの本格的流行を踏まえ、来春の公立高校入試(一般選抜及び推薦入学等)の際、インフルエンザ様疾患にかかって受検できなかった者を対象に、一週間後に追検査を実施することを決定

3. 今後の対応

- ① 定点医療機関の報告(県内平均値)が10.0を超え、「流行注意報」宣言が行われた段階で、学校関係者に対し、予防対策及び感染拡大防止対策の徹底について注意喚起
 - ② 臨時休業措置が続くことによる授業等への影響について、県立学校及び市町村教育委員会からの照会に対して助言・指導
 - ・ 県立高校：概ね2週間程度の臨時休業措置であれば直ちに単位履修に影響が出ることはないが、授業の遅れを取り戻すための対応については校長の判断で工夫可能
 - ・ 公立小中学校・特別支援学校：臨時休業や出席停止は欠席扱いにならないため進級に影響は出ないが、授業の遅れを取り戻すための対応については各市町村教育委員会の学校管理規則等に照らして(特別支援学校は校長の判断で)工夫可能
- ※ 特別支援学校高等部の一部は、県立高校と同様の対応になる場合がある。